

市内ポンプ施設及び樋門点検整備業務委託仕様書

1 一般事項

- (1) 受注者は契約書及び仕様書に基づき本市の指示に従い、終始誠実良心的に業務に当たること。
- (2) 受注者は随時関係書類を提出すること。
- (3) 受注者は仕様書等に記載された事項の解釈について、疑義を生じたときは本市と協議しなければならない。
- (4) 受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、再委託ガイドラインを遵守し、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 摘要事項

本委託における、一切の作業は関連法規に準じること。

特記仕様書

(適用)

第1条 寝屋川市（以下「発注者」という。）が委託する施設点検整備業務委託は、この特記仕様書が優先するものとし、受注者はこの仕様書に基づき業務を遂行するものとする。

(用語の定義)

第2条 この仕様書における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「点検」とは、施設（機場、調節池及び樋門）の異常現象や故障の有無発見、機能の良否の判定のため実施する巡視、計測、作動テスト及びそれに対する処置方法の判定並びにその記録をいう。
- (2) 「整備」とは、施設（機場、調節池及び樋門）の故障防止の為又は、点検による判定の結果、機能保持及び復帰のために実施する調整、給油脂、特殊な機器、部品を必要としないで、勤務時間内に作業、処置できる簡易な故障修理を含むものをいう。
- (3) 「清掃」とは、施設（機場、調節池及び樋門）及び周囲の雑草刈り取り、投棄物、スクリーン・ポンプ等に付着する浮遊芥の引き揚げ集積整理をいう。

(業務委託の範囲)

第3条 本業務は、発注者が管理する市内の各機場、調節池及び樋門施設について常に良好な状態に保持し十分な機能を確保するための点検整備業務である。

- 2 受注者が行う業務の範囲は、点検整備に必要な車両、労務、機械器具、消耗品、油脂類等及びその他諸経費にかかる全てを含むものとする。

(業務の内容)

第4条 樋門の点検については、巻揚機、駆動装置、扉体、戸当り、電気・油圧設備、配電盤その他の異常の有無を確認するものとする。

- 2 樋門の整備については、巻揚機、駆動装置他の油差しを行い併せて扉体清掃及び周辺の草刈等も行うものとする。
- 3 機場及び調節池の点検については、次の項目の点検を行うものとする。

る。

- (1) 主機据付状況、運転音及び各部外観発錆等の点検
- (2) 電動機の電圧、電流及び絶縁抵抗等の測定点検
- (3) 配線の接続状態、配電盤内各部品の作動状況及び損傷等の点検
- (4) 吸排水管のつまり及び据付状況、流入出水路及び水槽の堆積土砂、塵芥の確認
- (5) 施設の保安状況

4 機場及び調節池の整備については、次の項目の整備を行うものとする。

- (1) 点検の結果、発見された不具合な箇所の修復及び応急措置
- (2) 電気設備の清掃、施設周辺の整理清掃

5 各施設において故障等が発生した場合、発注者からの連絡により受注者は、速やかに現場に出向し故障等の原因を究明し報告するものとする。

(委託期間)

第5条 委託業務の期間は、下記のとおりとする。

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

(管理施設)

第6条 受注者が、点検整備を行う施設内訳数は次のとおりとする。尚、施設名称及び施設の位置は設計書及び明細書を参照するものとする。

・機	場	44箇所
・調	節池	38箇所
・樋	門	33箇所

(作業班の設置)

第7条 受注者は本業務の遂行にあたり、作業班を設置し所定の車両と作業従事者並びに責任者を決めて発注者に届け出なければならない。

(業務計画書)

第8条 受注者は、契約後速やかに業務計画書を提出するものとし、内容及び様式については発注者の担当者と協議するものとする。

(報告書の提出)

第9条 本業務の点検報告書は、本市担当者に（案）を提出し、承諾を得た報告書を使用すること。

2 本業務の報告書は、各施設の該当する月毎に点検整備結果、故障等の内容及び対応等を整理して、発注者の指示する日迄に提出しなければならない。

（業務実施の確認）

第10条 受注者の作業責任者は、点検整備を実施する各施設について、事前に発注者の担当者に報告し作業実施の確認を受けなければならない。

（業務上の過失障害）

第11条 受注者は業務の実施において、ポンプ並びにゲート他の誤操作又は、怠慢により諸設備を破損させた場合その損害を負わなければならない。

（業務遂行上の注意事項）

第12条 車両運行取り扱いについて、毎日の始動点検を怠らず常に道路交通法を厳守し、違法行為をしてはならない。万一当該業務上において過失事故（物損、人身）等が発生した場合は、発注者に事故報告するものとし、受注者の責任において一切の解決をしなければならない。

2 施設（機場、調節池及び樋門）への車両の出入りについては、著しく狭い場所もあるので、車両後進時は必ず誘導員を配置し細心の注意を払うものとする。又、車両を道路上に駐車して作業をしなければならない場合は、通行中の歩行者、自転車並びに走行車両の妨げとならないよう注意し、作業中標示板と駐車表示板を車両前後に設置して作業にかからなければならない。

3 施設より収集した塵芥は、現場に放置せず、本市の指示に従い、所定の場所に集積するものとする。

4 当該業務に携わる従事者は、言動に注意し現場で住民からの苦情があっても丁重に対応しなければならない。又、服装等についてもみだらな装いは慎むこと。

（契約の解除）

第 13 条 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳入歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削減があったときは、この契約を解除することができるものとする。

(その他)

第 14 条 この仕様書及びその他疑義が生じた場合には、発注者・受注者協議を行うものとする。